

栃木県公報

平成 17 年
4月19日(火)
第 1658 号

目 次

告 示

- 栃木県議会臨時会の招集..... 409
- シルバー大学の授業料並びにとちぎ生きがいきりセンター、とちぎ生きがいきりセンター
県南支所及びとちぎ生きがいきりセンター県北支所の施設の使用料の徴収事務の委託..... 409
- とちぎ花センターの観覧料等の徴収事務の委託..... 410
- 栃木県なかがわ水遊園の観覧料の徴収事務の委託..... 410
- 土地改良区連合の所属土地改良区の数及び定款変更の認可..... 410
- 土地改良区定款変更の認可..... 411
- 市町村の土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧..... 411
- 保安林の指定..... 411
- 道路の区域の変更..... 412
- 道路の供用開始..... 412
- 県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務の委託..... 413

合 同 訓 令

- 栃木県広聴及び広報事務運営規程の一部改正..... 413

公 告

- 栃木県公報の販売人、販売価格及び申込方法..... 414
- 平成17年度栃木県農業大学校入学試験の実施..... 414
- 患畜の届出..... 418
- 平成17年度狩猟免許試験の実施..... 418
- 平成17年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施..... 420

雑 報

- 栃木県地域防災計画の修正に関する要旨の公表..... 421

選挙管理委員会

- 公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設
の指定の取消し..... 422

告 示

栃木県告示第313号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成17年4月26日栃木県議会臨時会を招集する。

付議すべき事件は、次のとおりである。

平成17年4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 足利銀行の受け皿に関する意見書について

（財 政 課）

栃木県告示第314号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成17年4月1日付けで次のとおりシルバー大学の授業料並びにとちぎ生きがいきりセンター、同センター県南支所及び県北支所の施設の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年 4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

とちぎ生きがいきづくりセンター設置、管理及び使用料条例（平成 8 年栃木県条例第29号）第 5 条に規定する授業料及び同条例第 6 条に規定する施設の使用料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

宇都宮市駒生町3337番地 1

(2) 名 称

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会

3 委託期間

平成17年 4月 1 日から平成18年 3月31日 まで

(高 齢 対 策 課)

栃木県告示第315号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により平成17年 4月 1 日付けで次のとおりとちぎ花センターの観覧料等の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成17年 4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

とちぎ花センター設置、管理及び使用料条例（平成 4 年栃木県条例第 3 号）第 2 条に規定する観覧料及び同条例第 6 条に規定する使用料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

宇都宮市一の沢 2 丁目 2 番13号

(2) 名 称

財団法人栃木県農業振興公社

3 委託期間

平成17年 4月 1 日から平成18年 3月31日まで

栃木県告示第316号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により平成17年 4月 1 日付けで次のとおり栃木県なかがわ水遊園の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成17年 4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

栃木県なかがわ水遊園設置、管理及び使用料条例（平成13年栃木県条例第 6 号）第 2 条に規定する観覧料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

宇都宮市一の沢 2 丁目 2 番13号

(2) 名 称

財団法人栃木県農業振興公社

3 委託期間

平成17年 4月 1 日から平成18年 3月31日まで

(生 産 振 興 課)

栃木県告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第81条及び第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、

次の土地改良区連合の所属土地改良区の数及び定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

平成17年 4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 連 合 名	認 可 年 月 日
那 須 野 ヱ 原 土 地 改 良 区 連 合	平 成 16 年 10 月 12 日

栃木県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年 4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
大 塚 土 地 改 良 区	平 成 17 年 4 月 6 日

栃木県告示第319号

次の市町村から協議のあった土地改良事業の施行に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成17年 4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

市町村名	事 業 名	縦 覧 期 間	異議申出期限	所 轄 農 業 振興事務所
那 須 町	愛宕地区土地改良（農業用道路）事業	平成17年 4月20日から 同年 5月23日まで	平成17年 6月 7日	那 須 農 業 振興事務所

（ 農 地 計 画 課 ）

栃木県告示第320号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成17年 4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 保安林の所在場所

小山市大字東島田字相生2602の1（次の図に示す部分に限る。） 2602の2、2603の1、2604、2606

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 1 保安林の所在場所
小山市大字東島田字相生2602の1（次の図に示す部分に限る。） 2602の2、2603の1、2604、2606
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び小山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森 林 土 木 課）

栃木県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成17年4月19日から同年5月19日まで一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道
路 線 名 一般県道 大桑大沢線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
279	前	今市市大室2077-5から 今市市大室1997-1まで	9.6～12.9	279.6	
	後	今市市大室2077-5から 今市市大室1997-1まで	10.7～16.4	279.6	

栃木県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成17年4月19日から同年5月19日まで一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
2 7 9	一 般 県 道 大 桑 大 沢 線	今市市大室2077 - 5から 今市市大室1997 - 1まで	平成17年4月19日

(道 路 維 持 課)

栃木県告示第323号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成17年4月1日付けで次のとおり県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

栃木県県営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号）の規定に基づく県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

宇都宮市戸祭元町1番27号

(2) 名称

栃木県住宅供給公社

3 委託期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(住 宅 課)

合 同 訓 令

栃 木 県
栃木県公営企業
栃木県教育委員会
栃木県人事委員会
栃木県監査委員
栃木県労働委員会
栃 木 県 議 会
栃木県警察本部

訓令第1号

知 事 部 局 本 庁
知 事 部 局 出 先 機 関
企 業 局
教 育 委 員 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局
警 察 本 部

栃木県公聴及び広報事務運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年四月十九日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一
栃 木 県 教 育 委 員 会
栃木県人事委員会委員長 仲 根 進 一
栃 木 県 監 査 委 員
栃木県労働委員会会長 小 沼 洗 一 郎
栃 木 県 議 会 議 長 木 村 好 文
栃 木 県 警 察 本 部 長 河 邊 有 二

栃木県広聴及び広報事務運営規程の一部を改正する訓令

栃木県広聴及び広報事務運営規程（昭和五十年栃木県・栃木県教育委員会・栃木県人事委員会・栃木県監査委員・栃木県地方労働委員会・栃木県議会・栃木県警察本部訓令第一号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「監査委員事務局」を「監査委員事務局
地方労働委員会事務局」労働委員会事務局に改める。

第四条第一項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第五条第二項第七号を次のように改める。

七 労働委員会事務局

第六条第三項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に、「調査課長補佐」を「政策調査課長補佐」に改める。

第九条第三項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(広 報 課)

公 告

○ 栃木県公報の販売人、販売価格及び申込方法

栃木県公報発行規則（昭和32年栃木県規則第11号）第8条第2項の規定により、栃木県公報の販売人、販売価格及び申込方法について次のとおり公告する。

平成17年 4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 販売人
所 在 地 宇都宮市新町1丁目7番3号
名 称 新日本印刷株式会社
代表者の氏名 森 重雄
- 2 販売価格
1 箇月 2,900円（消費税、地方消費税及び郵送料を含む。）
- 3 申込方法
直接販売人に申し込むこと。
電話番号 028（638）6807

(文 書 学 事 課)

○ 平成17年度栃木県農業大学校入学試験の実施

栃木県農業大学校の一般入学試験及び推薦入学試験を実施するので、栃木県農業大学校規則（昭和59年栃木県規則第74号）第9条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成17年 4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 募集人数及び修業年限
農業及び農村に求められる多様な役割を担える優れた農業者及び農村の地域指導者を、実践的教育により

育成するため、次の区分により学生を募集する。

部	科	学 科	募集人数	修業年限	コ ー ス
農 学 部	本 科	総合農学科	40名	2 年	作物
					畜産
					農産科
		園芸学科	60名	2 年	野菜
					花き
					果樹
	研 究 科	研究課程	20名	2 年	作物、園芸、畜産、食品科学

農学部本科の募集人数は、推薦による募集人数を含むものとし、推薦による入学者は定員の7割程度とする。

2 一般入学試験

(1) 受験資格

科	受 験 資 格
農 学 部 本 科	ア 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成18年3月卒業見込みの者 イ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成18年3月修了見込みの者 ウ 学校教育法施行規則第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者及び平成18年3月31日までにこれに該当する見込みの者
農 学 部 研 究 科	ア 農業者研修教育施設養成課程（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号に掲げる事業等を行う施設をいい、高等学校を卒業した者を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び平成18年3月卒業見込みの者 イ 農業又は家政に関して短期大学卒業者と同等以上の学力を有すると認めた者及び平成18年3月卒業見込みの者 ウ その他栃木県農業大学校規則で定める者

(2) 出願手続

ア 出願期間

科 及 び 試 験 区 分	出 願 期 間
農 学 部 本 科	前 期 平成17年12月5日（月）～同月16日（金）必着
	後 期 平成18年2月6日（月）～同月10日（金）必着
農 学 部 研 究 科	平成17年12月5日（月）～同月16日（金）必着

（注）土曜日、日曜日及び祝日は、願書の受け付けはしないので留意すること。

イ 出願方法

出願者は、出願書類等を「入学願書等送付用封筒」により直接持参するか「書留」で郵送すること。

ウ 出願書類等

出 願 書 類	農学部本科	農学部研究科	備 考
入 学 願 書			入学試験料4,400円分の栃木県収入証紙をちょう付すること。
受 験 票			

出身学校の発行 する調査書又は 成績証明書	○ 高等学校在学者 のうち、前期入 学試験は第3学 年1学期、後期 入学試験は第3 学年2学期まで 記載	○	本科は、調査書 研究科は、受験資格を有することを証明する書類（成績 証明書等）
受験資格を 証する書類	○	-	受験資格の農学部本科ア又はウに該当する者のみ
健康診断書			出願前3箇月以内のもの 本大学校農学部本科在学者を除く。
家族及び 農業経営概況調査書			経営の特色・将来の目標については具体的かつ詳細に記 入すること。
写真2枚 (うち1枚は受験票 にはること。)	○	○	出願前3箇月以内に無帽で上半身を正面から撮影したも ので、縦4cm横3cmのもの 裏面に氏名、撮影年月日を記入すること。
受験票返送用封筒			80円切手をはり、本人のあて名を記入すること。

(注1) 提出書類のうち、印は本校指定用紙を使用すること。

(注2) 栃木県収入証紙は、収入印紙ではないので留意すること。

エ 出願先

〒321-3233 宇都宮市上籠谷町1145 - 1

栃木県農業大学校 事務部教務課 電話028-667-0711 (代表)

オ 受験票の送付

受験票は出願期間終了後、出願者に送付する。試験日の5日前までに受験票が到着しない場合は、本
校事務部教務課まで申し出ること。

(3) 実施期日

科 及 び 試 験 区 分		実 施 期 日	備 考
農 学 部 本 科	前 期	平成18年 1月16日(月)	試験時間割は受験票裏面参照
	後 期	平成18年 3月 2日(木)	
農 学 部 研 究 科		平成18年 1月16日(月)	

(4) 実施場所

宇都宮市上籠谷町1145-1 栃木県農業大学校

(5) 試験科目

	農 学 部 本 科	農学部研究科	備 考
小 論 文	-	○	
必 須 科 目	国語 数学	生 物	
選 択 科 目	-	作 園 畜 食 物 芸 産 品 学 学 学 学	1科目を選択すること。
面 接	○	○	

(6) 試験方法

筆記試験及び面接試験

(7) 合格発表

科 及 び 試 験 区 分		期 日	備 考
農 学 部 本 科	前 期	平成18年2月1日(水)	午前9時に校内に掲示
	後 期	平成18年3月6日(月)	
農 学 部 研 究 科		平成18年2月1日(水)	

合格者に対しては、合格通知及び入学手続きに関する書類を郵送する。

可否についての電話による問い合わせは一切受け付けないので注意すること。

3 推薦入学試験(農学部本科に限る。)

(1) 受験資格

農学部本科を志望する者で、次の条件を満たし高等学校又は中等教育学校の校長の推薦を得たもの

ア 高等学校又は中等教育学校(志望する者が県外に居住する場合にあっては、県内の高等学校に限る。)
を平成18年3月卒業見込みの者

イ 学業成績が優秀で、品行方正、健康な者

ウ 卒業後県内において、農業に従事する意思を有する者

エ 当該学科を志望する動機、理由が明白である者

(2) 出願手続

ア 出願期間

平成17年9月26日(月)～10月7日(金)必着

土曜日、日曜日及び祝日は、願書の受け付けはしないので留意すること。

イ 出願方法

出願者は、出願書類等を「入学願書等送付用封筒」により直接持参するか「書留」で郵送すること。

ウ 出願書類等

出 願 書 類		備 考
入 学 願 書		入学試験料4,400円分の栃木県収入証紙をちょう付すること。
受 験 票		
出身学校の発行する 調 査 書	○	第3学年1学期まで記載
健 康 診 断 書		出願前3箇月以内のもの
家 族 及 び 農 業 経 営 概 況 調 書		経営の特色・将来の目標については具体的かつ詳細に記入すること。
写 真 2 枚 (うち1枚は受験票 にはること。)	○	出願前3箇月以内に無帽で上半身を正面から撮影したもので、縦4cm横3cmのもの 裏面に氏名、撮影年月日を記入すること。
推 薦 書		出身高等学校長の推薦を得ること。
受験票返送用封筒		80円切手をはり、本人のあて名を記入すること。

(注1) 提出書類のうち、印は本校指定用紙を使用すること。

(注2) 栃木県収入証紙は、収入印紙ではないので留意すること。

エ 出願先

〒321-3233 宇都宮市上籠谷町1145 - 1

栃木県農業大学校 事務部教務課 電話028-667-0711 (代表)

オ 受験票の送付

受験票は出願期間終了後、出願者に送付する。試験日の5日前までに受験票が到着しない場合は、本大学校事務部教務課まで申し出ること。

(3) 実施期日

平成17年11月4日(金)

(4) 実施場所

宇都宮市上籠谷町1145-1 栃木県農業大学校

(5) 試験方法

小論文及び面接試験

(6) 合格発表

平成18年2月1日(水)

午前9時に校内に掲示

4 その他

(1) 本科の第1学年において、1年間寮教育を実施する。

(2) 授業料等

ア 入学試験料(平成17年度) 4,400円

イ 入学料(平成17年度) 5,650円

ウ 授業料 年額(平成17年度) 121,200円

エ その他寮費、教材費、派遣実習費等

(経営技術課)

○ 患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成17年4月19日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種別	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区	発生年月日	経過及び転帰
ヨネ病	牛	患畜	1頭	今市市	平成17年4月6日	法令殺

(畜産振興課)

○ 平成17年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定に基づく平成17年度狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第51条第2項の規定により公示する。

平成17年4月19日

栃木県知事 福田 富一

1 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

(1) 20歳に満たない者

(2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(3)に該当する者を除く。)

(5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者

2 狩猟免許試験の日時及び場所

日	時	会 場	会 場 所 在 地	実 施 林務事務所
7月7日(木)	午前9時から	県河内庁舎5階大会議室	宇都宮市竹林町1030-2	宇 都 宮
同	上	県那須庁舎第1会議室	大田原市中央1-9-9	大 田 原
同	上	県安蘇庁舎5階大会議室	佐野市堀米町607	佐 野
8月21日(日)	午前9時から	県河内庁舎5階大会議室	宇都宮市竹林町1030-2	宇 都 宮

3 試験の内容

狩猟免許の種別ごとに狩猟に関する適性、技能及び知識について行い、その内容は次のとおりである。

なお、技能試験は、適性及び知識試験に合格した者を対象とする。

試 験 科 目	内 容
適 性 試 験	1 視力についての適性試験 2 聴力についての適性試験 3 運動能力についての適性試験
技 能 試 験	1 猟具の判別(第一種、第二種銃猟免許を除く。) 2 猟具の取扱い 3 鳥獣の判別 4 距離の目測(網・わな猟免許を除く。)
知 識 試 験	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令に関する知識についての筆記試験 2 猟具に関する知識についての筆記試験 3 鳥獣に関する知識についての筆記試験

4 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 狩猟免許申請書

(2) 写真1枚(申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(3) 住民票の写し

(4) 銃の所持許可を現に受けていない者については、1の(2)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを証明する医師の診断書

5 受験申請場所

申請者の住所地を管轄する林務事務所

6 受験申請期間

試験の実施日の14日前から7日前まで(ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日)

7 試験手数料

狩猟免許申請書に次の金額の栃木県収入証紙を貼付すること。

(1) 申請に係る狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている者・・・・・・・・・・4,000円

(2) (1)以外の者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,300円

8 その他

(1) 狩猟免許申請書の用紙は、社団法人栃木県猟友会各支部又は各林務事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書(初心者用)請求」と朱書き、返信用封筒(あて先を明記し、80円切手を貼付したもの)を同封すること。

- (2) この試験についての問い合わせは、栃木県林務部自然環境課、各林務事務所、社団法人栃木県猟友会及び猟友会各支部に行うこと。

○平成17年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定に基づく平成17年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公示する。

平成17年 4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 対象者

- (1) 栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が平成17年 9月14日をもって満了する者
- (2) 栃木県内に住所を有し、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が平成17年 9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができる。

2 適性検査及び講習の日時及び場所

日	時	会 場	会 場 所 在 地	実 施 林務事務所
6月2日(木)	午前9時から	県安蘇庁舎5階大会議室	佐野市堀米町607	佐 野
6月3日(金)	午前9時から	県南那須庁舎第3別館201会議室	烏山町中央1-6-92	烏 山
6月10日(金)	午前9時から	県塩谷庁舎401・402会議室	矢板市鹿島町20-22	矢 板
6月14日(火)	午前9時から	県上都賀庁舎3階大会議室	鹿沼市今宮町1664-1	鹿 沼
6月16日(木)	午前9時から	県那須庁舎第1会議室	大田原市中央1-9-9	大 田 原
6月17日(金)	午前9時から	県河内庁舎5階大会議室	宇都宮市竹林町1030-2	宇 都 宮
同	上	今市市生涯学習センター中ホール	今市市平ヶ崎160	今 市
9月4日(日)	午前9時から	県河内庁舎5階大会議室	宇都宮市竹林町1030-2	宇 都 宮

3 適性検査及び講習の内容

区 分	内 容
適 性 検 査	1 視力についての適性検査 2 聴力についての適性検査 3 運動能力についての適性検査
講 習	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱い

4 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真1枚（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

- (3) 住民票の写し
- (4) 銃の所持許可を現に受けていない者については、次のいずれかに該当する者でないことを証明する医師の診断書
- ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イに該当する者を除く。）
- 5 狩猟免許更新申請場所
申請者の住所地を管轄する林務事務所
- 6 狩猟免許更新申請期間
適性検査及び講習の実施日の14日前から7日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日）
- 7 狩猟免許更新手数料
狩猟免許更新申請書に2,900円分の栃木県収入証紙を貼付すること。
- 8 その他
- (1) 狩猟免許更新申請書の用紙は、社団法人栃木県猟友会各支部又は各林務事務所に請求すること。
なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を明記し、80円切手を貼付したもの）を同封すること。
- (2) この適性検査及び講習についての問い合わせは、栃木県林務部自然環境課、各林務事務所、社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

(自 然 環 境 課)

雑 報

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定により、栃木県地域防災計画を修正したので、同条第4項の規定により次のとおり要旨を公表する。

平成17年4月19日

栃木県防災会議会長

栃木県知事 福田 富一

1 計画修正の趣旨

栃木県防災会議は、災害対策基本法第40条第1項の規定により、昭和38年7月8日に栃木県地域防災計画を作成し、その後必要な修正を行いながら、各般にわたる防災対策を講じてきたが、近年に策定・改正された各種法令や国の防災基本計画との整合性を図るとともに、最近の大規模な災害において見られた課題の対策強化を図るため、所要の修正を行なった。

2 修正決定年月日

平成17年3月31日

3 修正した主な内容

(1) 法令や国の防災基本計画を踏まえた修正

ア 土砂災害防止法の制定及び水防法の改正に基づく対策の強化

平成12年に制定された土砂災害防止法に基づき、知事による土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定、特別警戒区域の開発の制限、当該区域の指定を受けた市町村の警戒避難体制の整備などの土砂災害対策について新たに記載した。

また、平成13年に改正された水防法に基づき、知事による洪水予報河川の指定、浸水想定区域の指定・公表、当該区域の指定を受けた市町村の警戒避難体制の整備などの洪水対策について新たに記載した。

イ 消防組織法改正による受援体制の充実強化

平成15年に緊急消防援助隊が消防組織法で法制化されたことに伴い、平常時の体制整備、災害時の要請手続、連絡調整方法などの緊急消防援助隊受援体制について充実記載した。

ウ 被災者生活再建支援法改正による被災者支援の充実強化

平成16年の被災者生活再建支援法の改正により、生活必需品等の調達に要する経費に加え、居住安定確保に要する経費の支給ができるようになったことに伴い、被災者生活再建支援基金を活用した被災住宅再建支援策について新たに記載した。

エ 国の防災基本計画において、大規模震災時の帰宅困難者への配慮が盛り込まれたことを受け、帰宅困難者等を始めとする災害時の避難に困難を来すと予想される者への避難対策を新たに記載した。

(2) 最近の災害の経験、課題等を踏まえた修正

ア 黒磯市大規模工場火災を踏まえた対策の強化

広域的な消防応援体制強化の必要性が高まったことから作成した「栃木県広域消防応援計画」に基づき、これまでの体制を高度化した相互応援実施体制について新たに計画に記載した。

イ 平成16年7月新潟・福島豪雨災害や平成16年7月福井豪雨災害を踏まえた対策の強化

平常時から行政や地域住民が協力して高齢者や障害者の把握を行い、災害発生時の避難誘導や救援活動に生かしていくなどの災害時要援護者支援対策について充実させた。

また、市町村が行う応急活動において県から必要な情報の提供や積極的な助言を行うほか、必要に応じて市町村に県職員の派遣を行なうなど、県と市町村が連携して災害対応を行なうことについて記載した。その他所要の修正を行なった。

ウ 平成16年新潟県中越地震を踏まえた対策の強化

市町村庁舎の被災により災害対策の中核機能維持に支障が生じることを防ぐため、公共施設の計画的な耐震化のほか非常用電源等の整備を推進することとした。

また、物資調達・供給が円滑に行われるよう、県内外の機関等との協定締結を推進し、物資の受入から供給までの体制を確立するとともに、孤立した地域を救うための空中輸送や障害物除去体制について充実強化させた。

更に、余震等の二次災害から県民の生命を守るため、県、市町村、建築関係団体が連携し建築物や宅地の危険度判定を実施する体制の確立について記載した。

(3) 被害想定の修正

地域防災計画における基礎資料となる地震被害想定を最新の手法を用いて修正を行なった。修正した想定では、最大で全壊約3万9千棟及び半壊約9万7千棟の建物被害並びに死傷者約3万人及び最大避難者約11万8千人の人的被害が発生すると予測されたため、物資備蓄・調達、避難、輸送等の対策を拡充させた。

(4) 構成の修正

今までの風水害等対策編を、風水害・雪害対策編、火山災害対策編及び火災・事故災害対策編に再編し、それぞれの対策を充実させるとともに、事象毎に行なうべきことを容易に参照することができるよう構成を修正した。

(消 防 防 災 課)

選挙管理委員会

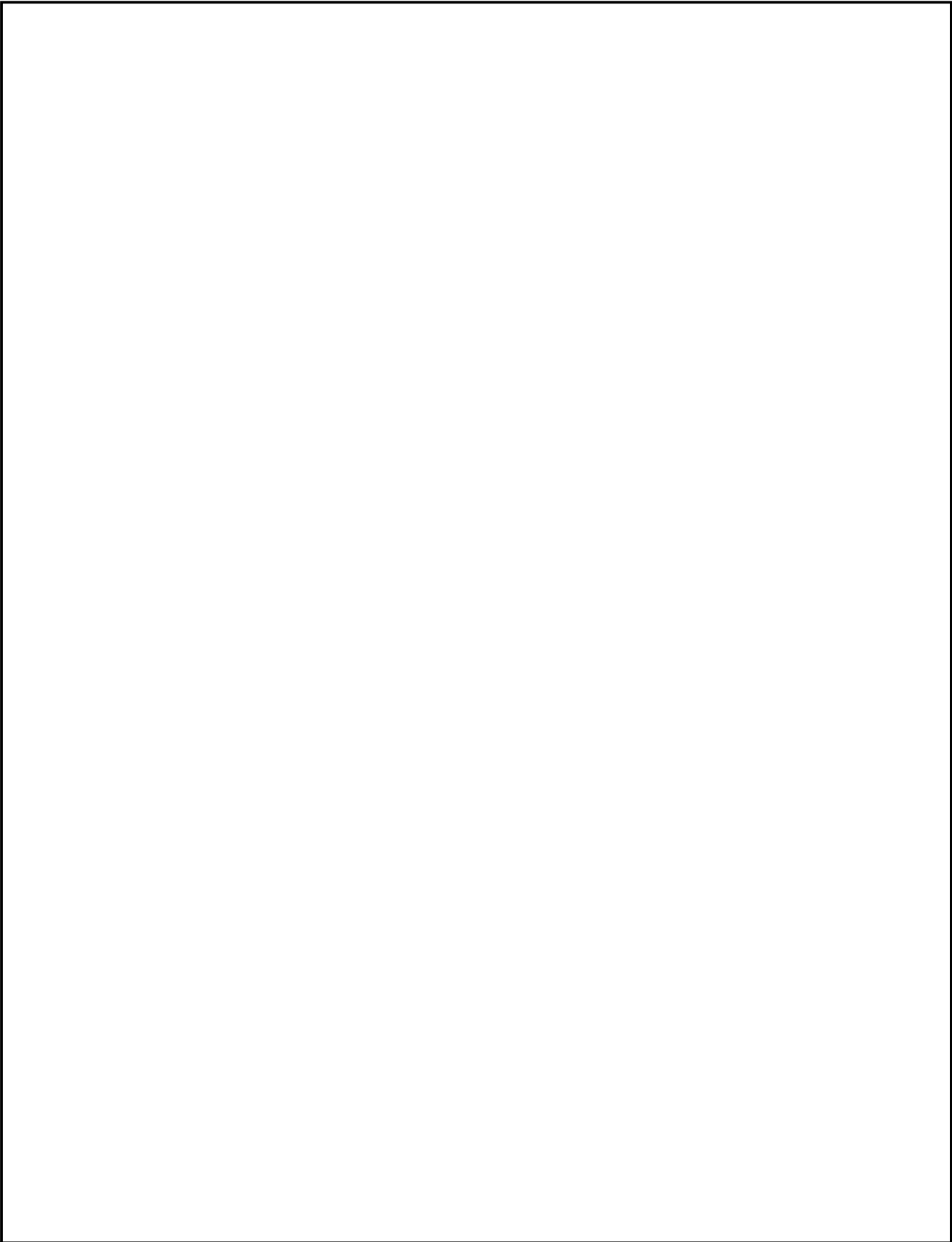
栃木県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を取り消した旨、次のとおり足利市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

平成17年4月19日

栃木県選挙管理委員会委員長 榆 木 良 裕

選 挙 管 理 委 員 会 名	取 り 消 し た 施 設 の 名 称	取 り 消 し た 施 設 の 所 在 地
足 利 市 選 挙 管 理 委 員 会	足 利 市 勤 労 福 祉 セ ン タ ー	足 利 市 朝 倉 町 2 6 4 番 地



毎週火・金曜日発行
(当日が休日に当たる
ときはその翌日)

発 行 人 栃 木 県
郵便番号320-8501 宇都宮市埴田 1 丁目 1 番20号
印 刷 所 新日本印刷株式会社
郵便番号320-0831 宇都宮市新町 1 丁目 7 番 3 号
購読料 1 カ月2,900円(消費税、地方消費税及び送料を含む。)